

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: ALSOK東京株式会社
法人番号: 5011101014973
住所: 東京都千代田区大手町1丁目3番1号
- 指名停止措置期間: 令和2年10月8日から令和2年11月7日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 関東地方測量部管内
- 事実概要:

ALSOK東京株式会社の社員は、当該業者が管理するビルの警備中に、ビル内にある弁護士事務所に侵入し、現金を盗もうとしたとして窃盗未遂と建造物侵入の疑いで8月25日までに警視庁に逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者であるALSOK東京株式会社の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要領	期間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島正和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大橋秀己 電話 029-864-6870 (直通)